

JIS

鉄道用分岐器類のクロッシングー 形状及び寸法

JIS E 1306 : 2010

(JRTMA/JSA)

平成 22 年 12 月 16 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 鉄道技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	岡本 勲	財団法人鉄道総合技術研究所
(委員)	磯村 陽治	社団法人日本鉄道施設協会
	荒井 稔	東日本旅客鉄道株式会社
	岡方 義則	住友金属工業株式会社
	小澤 宏一	JFE スチール株式会社
	小田 和裕	日本貨物鉄道株式会社
	藤澤 憲三	鉄道機器株式会社
	室木 鉄朗	東京都交通局
	若月 輝行	新日本製鐵株式会社
	和嶋 武典	株式会社日立製作所
	渡邊 朝紀	財団法人鉄道総合技術研究所
	長谷川 豊	社団法人日本鉄道電気技術協会
	西垣 昌司	東急車輛製造株式会社
	山鹿 正行	財団法人日本鋼索交通協会
	下村 孝	社団法人日本鉄道車輛工業会
(関係者)	北村 不二夫	国土交通省

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：昭和 50.4.1 改正：平成 22.12.16

官 報 公 示：平成 23.1.6

原 案 作 成 者：鉄道分岐器工業協会

(〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 2-8 堀内ビル TEL 03-3256-8347)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：鉄道技術専門委員会 (委員長 岡本 勲)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省鉄道局 技術企画課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 [(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表))] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 クロッシングの形状及び寸法	1
図表関係	
表 1ークロッシング	2
表 2ーエンドクロッシング	3
表 3ー固定 K 字クロッシング	3
表 4ー可動 K 字クロッシング	4
表 5ー乗越クロッシング	4
図 1ー組立クロッシング (1)	5
図 2ー組立クロッシング (2)	6
図 3ー組立クロッシング (3)	7
図 4ー組立クロッシング (4)	8
図 5ー組立クロッシング (5)	9
図 6ー組立クロッシング (6)	10
図 7ー圧接クロッシング (1)	11
図 8ー圧接クロッシング (2)	12
図 9ー圧接クロッシング (3)	13
図 10ーNEW クロッシング (1)	14
図 11ーNEW クロッシング (2)	15
図 12ーNEW クロッシング (3)	16
図 13ー改良型溶接クロッシング (1)	17
図 14ー改良型溶接クロッシング (2)	18
図 15ー改良型溶接クロッシング (3)	19
図 16ー組立クロッシング (7)	20
図 17ーエンドクロッシング	21
図 18ー固定 K 字クロッシング	22
図 19ー可動 K 字クロッシング (1)	23
図 19.1 (1)ー可動レール (1)	24
図 19.1 (2)ー可動レール (2)	24
図 19.2ー転てつ棒 (1)	25
図 19.3ー転てつ棒 (2)	25

図 19.4－連結板 (1)	26
図 19.5－止め金具 (1)	26
図 19.6－間隔材 (40 kgN レール 12 番用) (1)	27
図 19.7－間隔材 (40 kgN レール 12 番用) (2)	27
図 19.8－間隔材 (50 kgN レール 12 番用) (1)	28
図 19.9－間隔材 (50 kgN レール 12 番用) (2)	28
図 19.10－間隔材 (50 kgN レール 16 番用) (1)	29
図 19.11－間隔材 (50 kgN レール 16 番用) (2)	29
図 19.12－分岐継目板	30
図 19.13－分岐継目板 (40 kgN レール用) (1)	31
図 19.14－分岐継目板 (40 kgN レール用) (2)	31
図 19.15－分岐継目板 (50 kgN レール用) (1)	32
図 19.16－分岐継目板 (50 kgN レール用) (2)	32
図 19.17－カラー	33
図 19.18－座金 (1)	33
図 19.19－座金 (2)	33
図 19.20－座金 (3)	33
図 19.21－座金 (4)	33
図 19.22－座金 (5)	34
図 19.23－座金 (6)	34
図 19.24－座金 (7)	34
図 19.25－座金 (8)	34
図 19.26－座金 (9)	34
図 19.27－レールブレス (1)	35
図 19.28－レールブレス (2)	35
図 19.29－床板 (50 kgN レール用) (1)	36
図 19.30－床板 (50 kgN レール用) (2)	36
図 19.31－床板 (40 kgN レール 12 番用) (1)	36
図 19.32－床板 (40 kgN レール 12 番用) (2)	36
図 19.33－床板 (50 kgN レール用) (1)	37
図 19.34－床板 (50 kgN レール用) (2)	37
図 19.35－床板 (40 kgN レール用) (1)	37
図 19.36－床板 (40 kgN レール用) (2)	37
図 19.37－床板 (1)	38
図 19.38－床板 (50 kgN レール用) (3)	38
図 19.39－床板 (40 kgN レール用) (3)	38
図 19.40－床板 (2)	39
図 19.41－床板 (50 kgN レール用) (4)	39
図 19.42－床板 (3)	40

図 19.43-床板 (4)	40
図 20 (1) -可動 K 字クロッシング (2)	41
図 20 (2) -可動 K 字クロッシング (3)	42
図 20 (3) -可動 K 字クロッシング (4)	43
図 20.1-へ形レール (60 kg レール用)	44
図 20.2 (1) -可動レール (60 kg レール用) (1)	45
図 20.2 (2) -可動レール (60 kg レール用) (2)	45
図 20.3 (1) -可動レール (60 kg レール用) (3)	46
図 20.3 (2) -可動レール (60 kg レール用) (4)	46
図 20.4-転てつ棒 (3)	47
図 20.5-連結板 (2)	47
図 20.6-連結板 (3)	48
図 20.7-止め金具 (2)	48
図 20.8-止め金具 (3)	49
図 20.9 (1) ・ (3) ・ (5) 及び (6) -座金 (10) ・ (12) ・ (14) 及び (15)	49
図 20.9 (2) -座金 (11)	49
図 20.9 (4) -座金 (13)	49
図 20.10-座金 (16)	50
図 20.11-座金 (17)	50
図 20.12-座金 (18)	50
図 20.13-座金 (19)	50
図 20.14-座金 (20)	50
図 20.15-座金 (21)	51
図 20.16-座金 (22)	51
図 20.17-座金 (転てつ棒ボルト脱落防止用) (1)	51
図 20.18-座金 (転てつ棒ボルト脱落防止用) (2)	51
図 20.19-座金 (転てつ棒ボルト回り止め用)	51
図 20.20-レールブレス (1)	52
図 20.21-レールブレス (2)	52
図 20.22-床板 (5)	52
図 20.23-床板 (6)	53
図 20.24-床板 (7)	53
図 20.25-床板 (8)	54
図 20.26-床板 (9)	54
図 20.27-床板 (10)	55
図 20.28-床板 (11)	55
図 20.29-床板 (12)	55
図 20.30-床板 (13)	56
図 20.31-床板 (14)	56

図 20.32－床板 (15)	57
図 20.33－床板 (16)	57
図 20.34－床板 (17)	58
図 20.35－床板 (18)	58
図 20.36－床板 (19)	59
図 20.37－床板 (20)	59
図 20.38－床板 (21)	60
図 20.39－床板 (22)	60
図 20.40－床板 (23)	61
図 20.41－床板 (24)	61
図 21－乗越クロッシング	62
図 22－乗越クロッシング (50 kgN レール用)	63
図 23－マンガンクロッシング (50 kgN レール 6 番)	64
図 24－マンガンクロッシング (50 kgN レール 7 番)	64
図 25－マンガンクロッシング (50 kgN レール 8 番)	65
図 26－マンガンクロッシング (50 kgN レール 10 番)	65
図 27－マンガンクロッシング (50 kgN レール 12 番)	65
図 28－マンガンクロッシング (50 kgN レール 14 番)	66
図 29－マンガンクロッシング (50 kgN レール 16 番)	66
図 30－マンガンクロッシング (50 kgN レール 20 番)	66
図 31－マンガンクロッシング詳細図 (50 kgN レール)	67
図 32－マンガンクロッシング (60 kg レール 8 番)	68
図 33－マンガンクロッシング (60 kg レール 10 番)	68
図 34－マンガンクロッシング (60 kg レール 12 番)	68
図 35－マンガンクロッシング (60 kg レール 16 番)	69
図 36－マンガンクロッシング (60 kg レール 20 番)	69
図 37－マンガンクロッシング詳細図 (60 kg レール)	70
図 38－マンガンエンドクロッシング (50 kgN レール 4 番)	71
図 39－マンガンエンドクロッシング (50 kgN レール 5 番)	71
図 40－マンガンエンドクロッシング (50 kgN レール 6 番)	71
図 41－マンガンエンドクロッシング詳細図 (50 kgN レール)	72
図 42－マンガンエンドクロッシング (60 kg レール 4 番)	73
図 43－マンガンエンドクロッシング (60 kg レール 5 番)	73
図 44－マンガンエンドクロッシング (60 kg レール 6 番)	73
図 45－マンガンエンドクロッシング詳細図 (60 kg レール)	74
図 46－マンガン固定 K 字クロッシング (50 kgN レール 4 番)	75
図 47－マンガン固定 K 字クロッシング (50 kgN レール 5 番)	75
図 48－マンガン固定 K 字クロッシング (50 kgN レール 6 番)	76
図 49－マンガン固定 K 字クロッシング (50 kgN レール 8 番)	76

図 50ーマンガ固定 K 字クロッシング詳細図 (50 kgN レール)	77
図 51ーマンガ固定 K 字クロッシング (60 kg レール 4 番)	78
図 52ーマンガ固定 K 字クロッシング (60 kg レール 5 番)	78
図 53ーマンガ固定 K 字クロッシング (60 kg レール 6 番)	78
図 54ーマンガ固定 K 字クロッシング詳細図 (60 kg レール)	79
解 説.....	81

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、鉄道分岐器工業協会（JRTMA）及び財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS E 1306:1995** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格に従うことは、次の者の有する特許権等の使用に該当するおそれがあるので、留意する。

1. 発明の名称 クロッシング用ノーズレールとその製造方法及び溶接クロッシングの製造方法
特許番号 第 2965280 号
氏 名 大和工業株式会社
住 所 兵庫県姫路市大津区吉美 380 番地
2. 発明の名称 クロッシング用ノーズレールの形成方法およびクロッシングの形成方法
特許番号 第 2110362 号
氏 名 鉄道機器株式会社
住 所 富山県高岡市福岡町下蓑 1151

上記の、特許権等の権利者は、非差別的かつ合理的な条件でいかなる者に対しても当該特許権等の実施の許諾等をする意思のあることを表明している。ただし、この規格に関連する他の特許権等の権利者に対しては、同様の条件でその実施が許諾されることを条件としている。

この規格に従うことが、必ずしも、特許権の無償公開を意味するものではないことに注意する必要がある。

この規格の一部が、上記に示す以外の特許権等に抵触する可能性がある。国土交通大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権等に関わる確認について、責任はもたない。

なお、ここで“特許権等”とは、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権をいう。

鉄道用分岐器類のクロッシング—形状及び寸法

Railway crossings—Shape and dimension

序文

この規格は、1975年に制定され、その後3回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は1995年に行われたが、その後、新たに開発・実用化されたNEWクロッシング（無開先電子ビーム溶接クロッシング）及び改良型溶接クロッシングをこの規格に追加するとともに、図面表示の修正及び統一を行うため改正した。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、鉄道事業法施行規則第4条に規定する鉄道の種類のうち、軌間1067mm及び1435mmの普通鉄道に用いる分岐器類のクロッシング（以下、クロッシングという。）の形状及び寸法について規定する。ただし、全国新幹線鉄道整備法に基づく新幹線鉄道用のクロッシングには適用しない。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS E 1301 鉄道用分岐器類の番数

JIS E 1311 鉄道—分岐器類用語

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS E 1311**によるほか、次による。

3.1

改良型溶接クロッシング

普通レール形状のレールによる長ノーズレール及び短ノーズレールを、頭部及び底部で溶接してVピースを構成し、間隔材を介してウィングレールと接着した一体形固定クロッシング。

4 クロッシングの形状及び寸法

クロッシングの形状及び寸法は、**表1**～**表5**のとおりとする。

なお、番数は、**JIS E 1301**の規定による。